

第 86 号議案

加東市発達サポートセンター条例制定の件

加東市発達サポートセンター条例を次のように定める。

令和元年 12 月 2 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市発達サポートセンター条例

(設置)

第 1 条 発達障害等により特別な支援が必要な者及びその家族等（以下「発達障害者等」という。）に対し、相談、指導、療育その他必要な援助を行うことにより、発達障害者等を支援し、もって自立と社会参加を促すため、加東市発達サポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 加東市発達サポートセンター
- (2) 加東市木梨 1 1 2 9 番地

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 心身の発達等の相談に関すること。
- (2) 心身の発達に必要な指導、療育等に関すること。
- (3) 心身の発達支援に伴う合理的配慮を提供するための指導、助言及び関係機関との調整に関すること。
- (4) 心身の発達、障害等に関する研修、啓発等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める事業

2 市は、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができる。

(開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開所時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 休所日 加東市の休日を定める条例(平成18年加東市条例第2号)第2条に規定する市の休日

(利用対象者)

第5条 センターを利用することができる者は、市内に住所を有する発達障害者等とする。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 第86号議案 要旨

### 加東市発達サポートセンター条例の制定（要旨）

#### 1 制定理由

発達障害者等の心身の発達を支援し、もってさらなる自立と社会参加を促すため、加東市発達サポートセンター事業を拡充させることに伴い、加東市発達サポートセンター（以下「センター」という。）を移転し、令和2年4月からその施設の供用を開始することについて、施設の設置等に関し、必要な事項を定めるものである。

#### 2 制定内容

- (1) センターの名称及び位置に関すること。（第2条関係）
- (2) センターの事業に関すること。（第3条関係）
- (3) センターの開所時間及び休所日に関すること。（第4条関係）
- (4) センターの利用対象者に関すること。（第5条関係）

#### 3 施行期日 令和2年4月1日

第 8 6 号議案 説明資料

加東市発達サポートセンター条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、加東市発達サポートセンター条例（令和元年加東市条例第 号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用者負担額）

第 2 条 別表に掲げる事業を利用する者の扶養義務者（以下「納入義務者」という。）は、同表に定める利用者負担額を負担しなければならない。

（利用者負担額の免除）

第 3 条 市長は、納入義務者が生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による被保護者世帯に属するものであるときは、前条の利用者負担額を免除する。

（その他）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

事業	事業名称	利用者負担額
療育に関する事業	ナーサリールーム(ミニ療育)	5 0 円/回